

富山市上下水道局告示第25号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市上下水道局告示第242号）による。

令和4年4月4日

富山市上下水道事業管理者 西田 政司

工 事 名	富山公共下水道萩原処理分区萩原地区下水管布設工事
工 事 場 所	富山市萩原地内
工 事 番 号	公共1
工事完成期限	令和4年10月28日
工 事 概 要	1 開削工 PRPφ200mm 築造延長 L = 114.0m 布設延長 L = 112.7m 2 鋼製さや管推進工 VPφ200mm（鋼管φ400mm） 築造延長 L = 16.0m 布設延長 L = 15.6m 推進延長 L = 15.0m 3 1号人孔 2箇所 4 公共柵 2箇所
予 定 価 格	42,000,000円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)

審査基準日	入札参加資格の審査は、令和4年4月15日時点の事実をもって行うものとする。	
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	土木
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された土木工事の総合点数が900点以上1,070点未満であること。
	施工実績	平成19年4月1日以降に官公庁等発注の下水道管渠（汚水）築造工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。
	配置技術者	<p>1 2級土木施工管理技士（土木）と同等以上の資格を有する者（以下「2級土木施工管理技士（土木）等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。</p> <p>2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p>

		<p>3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けられる場合は、この限りでない。</p> <p>4 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める。</p>
調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合の配置技術者		<p>1 契約金額が3,500万円未満の場合 2級土木施工管理技士（土木）等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が3,500万円以上の場合 2級土木施工管理技士（土木）等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p>
その他		<p>4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、土木一式工事についての特定建設業の許可を受けていること。</p>
入札及び契約を担当する課		富山市上下水道局契約出納課
契約条項等の閲覧期間		令和4年4月4日から同月15日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）

設計図書に対する質問期間	令和4年4月4日から同月11日まで
質問に対する回答期限	令和4年4月13日
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の受付締切日時	令和4年4月15日午後5時00分
開札日時及び場所	令和4年4月19日午前9時30分から 富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
工事代金支払条件	前金払 有 部分払 有